

## 平成29年6月文京区議会定例議会提案事項

### 1 文京区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（新規制定）

(1) 提案理由 公共の場所における客引き行為等の防止について基本的事項を定めるため、提案する。

(2) 主な内容

ア 目的及び定義

イ 条例適用上の注意

ウ 区、区民等及び事業者の責務並びに客引き行為等防止特定地区（以下「特定地区」という。）における地域活動団体の責務

エ 公共の場所における客引き行為、勧誘行為及び客待ち（以下「客引き行為等」という。）の禁止

- ・ 客引き行為 次に掲げる営業について、通行人等不特定の者の中から相手方を特定して客となるように誘う行為をいう。
  - (ア) 酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業
  - (イ) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業
  - (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業
- ・ 勧誘行為 次に掲げる行為をいう。
  - (ア) 人の性的好奇心に応じて人に接する役務に従事するように勧誘すること。
  - (イ) 専ら異性に対する接待（法第2条第3項に規定する接待をいう。）をして酒類を伴う飲食をさせる役務に従事するように勧誘すること。
  - (ウ) わいせつな行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘すること。
- ・ 客待ち 客引き行為又は勧誘行為をする目的で、それらの行為の相手方となるべき者を待つこと。

オ 客引き行為等を用いた営業の禁止等

カ 特定地区の指定等

キ 特定地区において違反行為をしていると認められる者に対する指導、警告、勧告及び公表

ク 店舗場所の提供者への通知

ケ 立入調査等

コ 客引き行為等防止推進員の設置

サ 過料

勧告を受けた後に特定地区において違反行為をした者及び立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、5万円以下の過料に処する。

(3) 施行期日 平成29年7月1日。ただし、(2)キからサまでについては、平成29年10月1日

2 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻6860頁）

(1) 提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、補償基礎額を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

扶養親族がある従事者に係る補償基礎額に加算する額を以下のとおり改定する。（第5条第3項）

区分		配偶者	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	満60歳以上の父母及び祖父母	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
改正前	加算額	433円	217円	217円			
	配偶者が不在場合の加算額	—	367円	367円			
改正後	加算額	333円	267円	217円			
	配偶者が不在場合の加算額	—	333円	—			
	配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額	—	—	300円			

※ 「配偶者が不在場合の加算額」及び「配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額」については、扶養親族のうち1人に限る。

(3) 施行期日 公布の日（満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算される補償基礎額に係る規定については、平成29年4月1日から適用する。）